

## 第2章 金融庁の行政運営

### 第1節 「金融行政方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として公表した。同様に、2020 事務年度においても、「令和2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を公表し、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く
2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く
3. 金融庁の改革を進める

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的実施することとした。

## 1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

第一に、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む。金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、行政としても万全を期す。あわせて、コロナ後の経済の力強い回復と新しい社会の建設に備えられるよう目配りしながら、対応を進める。

### 【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

- 金融機関が、継続的に事業者の業況をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。
- 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。
- 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲等を見直す。

### 【コロナ後の新しい社会を築く】

- 新しい産業構造への転換を支えられる金融のあり方について検討を始める。
- デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや、決済インフラの高度化・効率化を推進する。
- コロナ後の社会にふさわしい顧客本位の業務運営の更なる進展を目指す。  
(金融商品を比較しやすくするため、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」の導入等)
- サステナブル・ファイナンスに関する考え方の検討を進める。

## 2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く

第二に、我が国の金融資本市場の機能を高め、アジアや世界における役割を高められるよう取り組む。地政学的なリスクなどが強まるなかで、日本市場は国際的なリスク分散にも貢献できる。我が国にも世界全体にも役立つ形で日本市場を発展させられるよう、知恵をしぼる。

- 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。
- 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。  
(デジタル・トランスフォーメーションの進展にどう対応するか等、企業と投資家の間での建設的な対話のあり方を検討)
- 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。

## 3. 金融庁の改革を進める

第三に、「金融育成庁」として力を発揮できるよう、金融庁自身の改革を進める。コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させる。職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築く。実態把握力や政策的な構想力の水準を高める。

- 行政手続きの電子化等を進めるとともに、金融行政の実効性・適時性を確保するため、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。

## 第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

### I 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2020事務年度は8、10、1～2、4～5月）、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

### II 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2020事務年度は12、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

### III 地方における業務説明会

例年、金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2020事務年度（2020年10月～12月に実施）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での業務説明会は中止し、地域金融機関とのオンライン意見交換会を実施。

### 第3節 組織活性化と人事

#### I 組織活性化に向けた取組み

全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融庁の金融行政を担う組織としての力を向上するため、2020 事務年度においては、主に、次のとおり取り組んだ。

- ・ 専門人材の育成
  - 金融行政における専門分野ごとに育成担当者を明確化した上で、高度な専門人材の育成に向けた取組みを引き続き実施。
  - データ分析人材に期待されるスキルや人材ニーズ等を整理するとともに、金融庁内のデータ分析プロジェクトについて、職員向け報告会を実施。
- ・ 職員の主体性・自主性の重視
  - 職員の自主的な政策提案の枠組みである「政策オープンラボ」には、13 のプロジェクトチーム、延べ 100 名超の職員が参加。
  - 職員個人が論文を執筆して金融庁ウェブサイトで公表する枠組みを整備（2021 年 7 月に 2 本の論文を公表）。
  - 庁内外の幅広いポストに関する公募を引き続き実施し、職員の能力・意欲に応じた適材適所の人事配置を実施。
- ・ 幹部職員等のマネジメント力向上
  - 幹部職員等のマネジメント方針を部下職員に「見える化」とともに、360 度評価やマネジメント研修を実施。
  - 各課室において少人数グループを編成し、各グループ長を現場のマネジメントを担うポジションと明確化するとともに、1 on 1 ミーティングを実施。

#### （参考 1）職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等を行った。

また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

（出向の状況）

（単位：人）

	2020 年 3 月 1 日現在	2021 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	31	28
民間企業等	20	15
地方自治体	5	5
大学教授	3	3
計	59	51

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2019年度	2020年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	9	10
海外大学・大学院（法科、MBA等）	17	15
計	26	25

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2020年3月1日現在	2021年3月1日現在
弁護士	39	40
公認会計士	68	71
不動産鑑定士	5	5
アクチュアリー	9	9
研究者	1	1
情報処理技術者	42	40
金融実務経験者	211	232
計	375	398

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施する令和2年度ワークライフバランス職場表彰に庁内のワークライフバランス向上において優れた取組みを推薦し、業務の効率化や職場環境の改善について、創意工夫をいかした特に優れた活動に取り組んだ職場として内閣官房内閣人事局長表彰1件が選定された。

また、当庁においては、先1件の他、金融庁長官表彰3件を選定した。

## II サービス規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2020年11月）。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）、総括審議官から倫理保持に関する周知を行った（2020年12月、2021年3月）。
- ③ 新規採用職員や転入職員を対象に、倫理・サービス研修を実施した（2020年8月、10

月、2021年1月、4月)。

(2020事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
0件	1件

### Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2020年度に寄せられた情報のうち、受理したものはなかった。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2020年度に寄せられた情報のうち、受理したものは4件である。

#### ○法令等遵守調査室のメンバー（2021年6月30日現在）

室長	田中 豊	(総合政策局参事)
	長尾 洋子	(審判官)
	小林 弘幸	(総合政策局リスク分析総括課)
	伊藤 侑也	(総合政策局リスク分析総括課)
	岡崎 頌央	(総合政策局リスク分析総括課)
	牧野 史晃	(企画市場局市場課)
	平沢 由里絵	(企画市場局企業開示課)
	篠原 孝典	(監督局総務課)
	井口 大輔	(監督局総務課)
	平田 省郎	(監督局保険課)
	白根 央	(監督局証券課)
顧問	久保利 英明	(総合政策局参事)

## 第4節 研究

### I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：FSA Institute）へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020年4月1日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

### II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2020事務年度においては、「日本における銀行規制の現状と課題」、「日本の貸出市場・預金市場での集中度を計測する」、「企業年金パフォーマンスの研究 ～ステeward的行動に関わる一考察」など、幅広いテーマについて調査・研究を実施した。それぞれの調査研究の成果については、計15本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）としてまとめ、ウェブサイト上で公表した。（別紙1参照）

また、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

なお、2020事務年度末時点においては、計6本の調査研究を継続して行っている。（別紙2参照）

### III 産・官・学の連携強化

#### 1. アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を開始した。また、研究活動を推進するため、高度な研究・分析のためのインフラ整備を行った。

## 2. 研究会「金融経済学勉強会」の開催

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として、研究会「金融経済学勉強会」を計10回開催した。

## 3. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（金曜ランチオン）」の開催（別紙3参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会(金曜ランチオン)」を、計17回開催した。



## 2020事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
2020年10月	石田 英和	企業年金パフォーマンスの研究～ステュワード的行動に関わる一考察
2020年10月	大山 篤之 津田 博史	アルゴリズム化基準による高頻度取引(HFT)の特性分析
2020年11月	岩原 紳作	日本における銀行規制の現状と課題
2020年11月	内田 浩史	金融制度設計に対する機能アプローチと銀商分離規制の検討
2020年11月	加藤 貴仁	アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状
2020年11月	小出 篤	わが国における銀行・銀行グループの業務範囲規制について
2020年11月	後藤 元	イギリスにおける銀行の業務範囲規制
2020年11月	松井 智予	他業解禁のビジネス上の合理性—ドイツの事例から—

2020年12月	吉野 直行 湯山 智教	“ESG/Green Investment and Allocation of Portfolio Assets”
2021年1月	植杉 威一郎 平賀 一希 真鍋 雅史 吉野 直行	金融機関の貸出・預金を介した地域間資金循環とその決定要因
2021年1月	植杉 威一郎 平賀 一希 真鍋 雅史 吉野 直行	日本の貸出市場・預金市場での集中度を計測する
2021年1月	矢野 智彦	FTC が実施した問題解消措置の事後検証の方法論 ——問題解消措置が競争等にもたらす影響に関するケーススタディ
2021年1月	本村 直之	地域銀行統合の効果・影響に関する分析 ——2001年以降2020年3月期までの統合対象
2021年1月	谷山 浩一郎	本邦プライベート・エクイティ・マーケットの活性化に向けて ～日本型プライベート・エクイティの確立～
2021年6月	吉野 直行 津曲 眞樹	元本割れリスク回避行動と最適ポートフォリオ選択

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

## 研究官・専門研究員及び特別研究員一覧

(2021年6月末時点)

	研究プロジェクト	氏名
研究官 (国家公務員 常勤職員)	金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察	十川 基
	ESG/SDGsに対するスコアの評価や情報開示との関係性、投資パフォーマンスとの関係	湯山 智教
専門研究員 (国家公務員 非常勤職員)	地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化	浅井 義裕
		鶴田 大輔
特別研究員 (非国家公務員 ・委嘱)	気候関連リスクの我が国金融システムに対する影響評価	Mr. Hugues Chenet
		Mr. Jakob Thomae
	国内株式アクティブ運用ファンドにおける運用力(インフォメーションレシオ)の考察	吉井 崇裕
	新型コロナウイルス事態下における家計・個人の金融行動等の分析	関田 静香

## 2020 事務年度 昼休み講演会(ランチョン)

日時	講師	テーマ
2020年 9月18日	谷山 浩一郎 (株式会社日本再興イニシアティブ 代表取締役)	「本邦プライベートエクイティ (PE) マーケットの活性化について ～日本型 PE の確立～」
10月9日	萩原 典子 (GCストーリー株式会社 常務取締役)	「次世代組織と個人のあり方について ～『幸せに働く』を考える～」
11月13日	小川 幹雄 (DataRobot Japan リードデータサイエンティスト、金融チーム)	「金融機関における AI 推進に必要な体制と AI テーマの始め方」
12月8日	永濱 利廣 (第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミスト)	「新型コロナ禍を踏まえた経済情勢 ～財政・金融の今後の課題～」
12月18日	藪田 直子 (株式会社リンクス人事コンサルティング執行役員 特定社会保険労務士)	「『制度』、『指示』だけでは動かない『中小企業の人づくり、組織づくり』」
2021年 1月8日	畑中 龍太郎 (元金融庁長官)	「東日本大震災における金融行政とその教訓」
1月29日	渡邊 浩文 (荘内銀行営業推進部コンサルティング営業室シニアマネージャー)	「専門性バンカーへの挑戦と地域金融の製造業支援」
2月12日	濱田 千尋 (縄文アソシエイツ株式会社 コンサルタント)	「危機管理の最前線から送るリーダーシップととある女性自衛官の葛藤」
3月5日	倉林 陽 (Managing Partner & Head of Japan, DNX Ventures)	”Driving Innovation through Entrepreneurship”
3月18日	松尾 真一郎 (ジョージタウン大学コンピューターサイエンス学科 研究教授)	「分散型金融の可能性と課題」
3月26日	羽生 善治 (棋士)	「決断力を磨く」
4月9日	加藤 美千代 (一般社団法人日本グリーフケアギフト協会代表理事)	「遺族心理とグリーフケア—顧客本位の相続手続—」

5月7日	中島 徳至 (Global Mobility Service 代表取締役 社長)	「金融包摂型 FinTech サービスが切り拓く未来」
5月21日	李 智慧 (野村総合研究所グローバル産業・経営 研究室 上級コンサルタント)	「アント・グループの戦略転換とデジタル人民元の動 向」
6月11日	小立 敬 (野村資本市場研究所 主任研究員)	「巨大銀行の破綻処理」
6月18日	菅野 大志 (監督局総務課地域課題解決支援室主 査)	「地域における金融庁・金融機能の可能性 ～私たちは 地域でも行動変容を促せる！想い・熱意は通じる～」

※上記の他、講師の希望により講師氏名、テーマを非公表としたものが1回あり。

## 第5節 研修

### I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を上げていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

### II 2020 事務年度の研修実施状況（別紙1参照）

2020 事務年度の主な取組みとしては、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響による出勤制限に伴い、自宅等で研修を受講できるよう、研修のリモート化又はオンデマンド化を促進した。また、庁内イントラネット（Garoon）を活用して各部局職員向けの専門研修の資料等を可能な範囲で他部門の職員が閲覧できるよう相互開放した。

さらに、業務との関連性等を重視し、以下のような研修を行った。

#### 1. 新規採用職員研修

従来は、配属の前に1か月程度集中して実施していたが、研修効果を高める観点からは、実際の業務内容を意識しつつ受講してもらうことが望ましいことから、基本的に、配属後の業務の合間（週一回）に研修を実施する形とした。また、最近のトピックス（一例、金融教育、デジタル化、プログラミング、SDGs）を積極的に取り上げた。

#### 2. ハラスメント研修

パワーハラスメント防止に関する人事院規則が新たに制定されたことを踏まえ、心理学・行動経済学・脳科学等専門知識を有する医師を講師とするとともに、管理職以上の関心の高そうな事項にフォーカスした研修を実施した。

#### 3. 英語研修

従来のオンデマンド型の英会話中心の研修に加えて、金融関係国際機関のペーパー等を用いることで金融英語にフォーカスしたリーディング研修や、カウンターパートとの間でやり取りするような英文メールの作成スキルの育成を目的としたライティング研修を実施した。

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
全 員 必 修	必修研修		①金融庁職員として認識・理解しておくべき制度や基本的事項の理解 (情報・公文書管理、公務員倫理、セクシュアル・ハラスメント、服務規律、障がい者理解、特定秘密保護、公益通報者保護制度、メンタルヘルス、IT・サイバーセキュリティ等) ②金融庁職員として認識・理解しておくべき足下の行政課題や環境変化の理解 (組織改革、IT戦略・デジタル化、SDGs、内外金融情勢等)	全職員【必修】	8月～9月 受講できなかったものは転入職員研修で受講
	転入職員研修		金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修①の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	転入職員、中途採用職員等【必修】 (※事務補佐員を含む)	8月・1月
階 層 別 研 修	ハラスメント研修		セクシュアルハラスメントなどハラスメントを防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解	個室幹部及び管理・監督者 (※企画官以上必修)	3月
	新規採用者研修 (総合職・一般職)		国家公務員としての常識・心構え(ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等)、基礎的な思考力・スキル(簿記・会計知識、PCスキル、説明力、対話力、ライティング力等)、基本的な業務知識(金融・経済知識、法体系、専門分野毎の基本的な実務とキャリアプラン等)の習得	令和3年度新規採用職員【必修】 ※一般職の研修の一部について、総合職も必修参加。	4月～6月
	新規採用職員フォローアップ研修		入庁後半年経過を目的として、業務経験の振り返り(日頃抱えている悩みや不安、共有すべき実践知など)を対話的手法により深掘りして、自己認知の向上や対話力の向上を目指す。また、簿記の基礎スキルの取得を目指す	令和3年度新規採用職員【必修】 ※一般職も総合職も全員必修参加。	12月 ※簿記研修は10月～2月
	1on1ミーティング研修		少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与	少人数グループリーダー及びグループメンバー	10月～11月
	相談室実地研修		相談室に寄せられる生の声を直接聞くことで、金融の現場の実態をより深く理解すること	新たに係長級に昇任した年次の職員 (総合職・一般職共通)	8月～10月
一 般 研 修	英語力育成研修		中級～上級者を対象とした、単語学習、発音練習を含むリスニング、リーディング、ライティングの学習を通じて総合的な語学力の向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要なと認められる職員)	10月～3月
	英語研修(リーディング)	standardクラス	ビジネス英語の中でも、比較的身近な金融経済のテーマを取り扱うことで、業務遂行にあたり基礎的な読解力の向上を図る	全職員(希望者)	10月～1月
		advancedクラス	ビジネス英語の中でも、「Finance」や「Economics」など、より当庁の業務と親和性の高い内容の教材を使用し、海外の歴史や金融の専門知識などの前提知識が「読解」に必要なような時事問題なども、その前提知識に触れながら取り扱うことで、業務遂行にあたり応用的な読解力の向上を図る	全職員(希望者)	10月～1月
	英語(ライティング)		初級者を対象に、英文メール作成のポイントを解説し、業務で英文メールを実際に使用できるようライティング能力の向上を図る	全職員(希望者)	5月～6月
	中国語研修		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要となる中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要なと認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)
	国際交渉人材養成		テーマ毎のワークショップ形式により、国際会議(マルチ)・ミーティング等で効果的に主張できるようになるための、実践的なノウハウ・スキル等の付与	国際会議に出席する者	1月～3月
	国際交渉人材養成(個別コーチング)		国際交渉技術のレベルアップや、国際的なリーダーシップの能力全般の養成	国際会議に出席する者	5月～6月
研 修	ITパスポート研修		基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識(テクノロジ系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、ITに関する知識習得が真に必要なと認められる職員)	1月～3月
	情報セキュリティマネジメント研修		情報セキュリティの考え方をはじめ、情報セキュリティ管理の実践規範、各種対策、情報セキュリティ関連法規、ネットワーク、システム監査、経営管理等、情報セキュリティマネジメント試験(国家試験)相当の知識の付与	(※金融庁プロパー職員のうち当研修を未受講の係員)	2月～3月
	企業会計実務研修		会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要なと認められる職員)	2月
	総務 総務システム事務研修		総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月
	メンタルヘルス メンタルヘルス研修 (専門相談員)		対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月	
業 務 別 研 修	モニタリング研修	内製動画型	モニタリング業務を遂行するうえで必要な知識等の付与	モニタリング業務担当職員	通年	
		オンライン双方向型・預取コース	預金取扱金融機関に関するモニタリングに必要な知識や対話力の習得	モニタリング業務担当職員	1月	
		オンライン双方向型・保険コース	保険業務に関するモニタリングに必要な専門的知識及びスキルの習得	モニタリング業務担当職員	1月	
	企 画 部 門	企画系統研修		企画部門の職員として必要な知識(企画部門の作法、局長講話、信用制度をめぐる諸問題、市場行政をめぐる諸問題、企業開示行政をめぐる諸課題)の付与	企画部門職員	9月
		開示審査基礎研修		企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識(企業会計の基礎、金融商品取引法における開示制度、有価証券届出書の審査実務、有価証券報告書の審査実務、大量保有報告書の審査実務等)の付与	新任の開示審査業務担当職員	7月
		開示審査実務研修		企業内容開示審査業務に関する専門的な知識(企業開示制度の現状、ディスクロージャー制度の概要と事案対応、有価証券届出書の審査事例、大量保有報告書の審査事例、不正会計発見のために財務分析等)の付与	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
	監 視 部 門	監視部門の研修 (市場監視総合、市場監視基礎・実務、 取引審査基礎・実務、 取引調査基礎・実務、 開示調査基礎・実務、 国際取引等調査基礎・実務、 国際取引等調査基礎・実務、 モニタリング基礎・実務)	市場監視基礎(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等)の付与	新任の市場監視事務担当者、証券調査官、審判官等	8月
			犯則調査基礎研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(犯則調査業務概要、犯則類型別の解説、証券会社・銀行調査等)の付与	新任の証券取引特別調査官等	7月
			取引審査基礎研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(内部者取引、相場操縦、審査手法、アルゴリズム取引・HFI等)の付与	新任の証券取引審査官等	7月
			取引調査基礎研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(内部者取引、相場操縦、基礎調査、デジタルフォレンジック等)の付与	新任の証券調査官等	7月
			開示検査基礎研修	開示検査業務に関して必要な基礎的知識(開示検査業務概要、質問調書、検査報告書、検査事案分析等)の付与	新任の証券調査官等	7月
			国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査に関して必要な基礎的知識(内部者取引、相場操縦、クロスボーダー事案に係るMOU等)の付与	新任の国際取引等調査室の証券調査官等	7月
			市場監視実務(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識(プロジェクトマネジメント、調査・検査における対話力等)の付与	経験年数1年以上の市場監視事務担当者、証券調査官等	8月
			犯則調査実務研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識(電子データ等の証拠化、刑事訴訟法等)の付与	経験年数1年以上の証券取引特別調査官等	7月・1月
			取引審査実務研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的知識(人工知能の売買審査業務への適用、事例研究等)の付与	証券取引審査官等	1月
			取引調査実務研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識(基礎調査、本格調査、デジタルフォレンジック等)の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	7月・1月
			開示検査実務研修	開示検査業務に関して必要な専門的知識(開示検査の実務、コーポレートガバナンス・コード等)の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	9月・12月
			国際取引等調査実務研修	国際取引等調査に関して必要な専門的知識(インサイダー取引の構成要件、MMOU等)の付与	国際取引等調査室の証券調査官等	1月
			モニタリング基礎(証券コース)	証券に係るモニタリング業務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	新任のモニタリング業務(証券)担当職員等	7月
公 認 会 計 士	公認会計士等検査事務研修		公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識(検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等)の付与	公認会計士・監査審査会職員等	8月	
通 信 研 修	【主な開催講座】 ・証券アナリスト ・簿記検定3級・2級・1級・全経上級 ・BAT10(国際会計検定)対策 ・証券外務員試験対策 ・FP技能検定3級・2級・1級 ・公認内部監査人試験対策 ・金融人材・企業経営アドバイザー対策講座 ・相続検定2級 ・年金検定2級 ・TOEIC L&R TEST対策(500、650、750、900点) ・基本情報技術者・応用情報技術者		左記研修レベル相当の知識の付与	全職員 (実費負担) ※団体申込みによる割引適用	9月期	
	米国証券アナリスト(CFA)		CFA(Chartered Financial Analyst)資格の取得		5月受験、12月受験	



## 第6節 デジタル・ガバメントへの取組み

### I 概要

政府全体において、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、デジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2020年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、

- ・ 全ての情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理の強化、
  - ・ 書面・押印・対面の見直しに伴う、行政手続のオンライン化の推進、
  - ・ テレワークやオンライン会議といった業務におけるデジタル技術の活用、
- 等が示されている。

当庁においては、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括の下、「デジタル・ガバメント実行計画」及び「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取組みを推進している。

- （1）利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
- （2）デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
- （3）価値を生み出すITガバナンス
- （4）業務におけるデジタル技術の活用

### II 取組実績

2020事務年度、金融庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取組みを行った。

#### 1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関への書面による預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務が年間約6,000万件行われている状況にある中、金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房IT総合戦略室、金融庁）においてとりまとめた「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」（2019年11月公表）を踏まえ、当該照会等に係るデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討し、2021年6月に「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」をとりまとめた。

また、金融庁の行政手続のデジタル化に関し、金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、2021年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行ったほか、2021年6月末に運用を開始した。

## 2. デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

府省重点プロジェクトである「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」及び「金融庁電子申請・届出システム」について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。

また、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、計画的に対策を実施することが必要である。当庁では、金融庁情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という）に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、2020 事務年度では以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

- ・ 全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修（情報セキュリティ研修、標的型攻撃メール対処訓練、ポリシー及び規則等の運用の徹底を図る自己点検）の実施
- ・ 内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という）等が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練、研修プログラムへの参加
- ・ 外部の第三者による情報セキュリティ監査を実施したほか、NISCが実施するマネジメント監査、ペネトレーションテスト（模擬攻撃試験）の活用を通じたセキュリティ対策の実効性の確認
- ・ 情報セキュリティ監査結果や複雑化・巧妙化するサイバー攻撃を踏まえた技術的な対策の多重化・多層化の取組みを継続すると共に、統合的に脅威を分析管理する手段等への対応を検討。
- ・ 脆弱性情報等の早期警戒情報の収集、庁内システム担当者への展開によるシステム設定の確認・強化の実施
- ・ オンライン会議ツールへの対応等、テレワーク環境の整備へ対応した規定等の改定

## 3. 価値を生み出すITガバナンス

政府全体において、2020年4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象とする一元的なプロジェクト管理を開始したところ、当庁においても、金融庁CIO等による助言・監督の下で、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、デジタル・ガバメントの推進に関する取組みを当庁として一体的に推進していくために、金融庁PMOによる適切なITガバナンスのもと、IT戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

情報システム予算を効率的、戦略的に活用するため、システム監査の実施を通じた予算要求プロセスの見直しを実施した。

また、情報システムの調達に当たっては、金融庁PMOが、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証し、更には、CIO、副CIO、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で政府調達に該当する情報システム調達案件について、調達の適切性等について審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

併せて、こうした取組みを支えるセキュリティ・IT人材の着実な確保・育成を図るため、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（2016年3月）に基づき、当庁においても2016年8月に「金融庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、2020年9月に改訂を行うとともに、2020年4～6月に幹部職員向けにIT研修を実施した。

#### 4. 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、金融庁LANにおいて小型軽量化PCの導入、BYOD（Bring Your Own Device）の導入等、テレワーク勤務を本格的に活用できる情報通信環境を整備したほか、様々なオンライン会議ツールへの対応等、外部とのオンライン会議環境の拡充を行った。

また、これまでのRPA（Robotic Process Automation）の取組みに加え、職員の身近にある簡単、かつ、定期的に行うルーティンの作業について、RPA化を行う「サクッとRPA」にも取り組んだ。その結果、9件の業務についてRPA化を実施（約740時間／年の作業時間を分析や企画等の建設的な業務に振り向けることができる見込み）。

## 第7節 報道・広報

### I 報道対応

#### 1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（104回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（48回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：591件）。

### II 広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組みは、後掲「第1部第2章第16節」参照。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた広報活動の強化は、後掲「第2部第6章第7節」参照）

#### 1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

2020事務年度は、令和2年7月豪雨関連情報について特設ページを設け、被災者にとって有益と思われる情報の掲載を行ったほか、海外の資産運用業者等の参入を促すため、国際金融センター特設ページを設け、情報発信を行った。

また、タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、ウェブサイトだけでなく、Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）等SNSにおける情報発信強化に努めた。

#### 2. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

(別紙1)

【2020 事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】

1. 令和2年7月豪雨関連情報
2. 国際金融センター特設ページ

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（2021年6月30日時点）

1. 世界に開かれた国際金融センターの実現について
2. 「拠点開設サポートオフィス」について
3. 暗号資産に関するトラブルにご注意ください！
4. 身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！
5. ファクタリングに関する注意喚起
6. 「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意ください！～いわゆる 後払い（ツケ払い）現金化に要注意
7. レバレッジ型・インバース型ETF等への投資にあたってご注意ください
8. バイナリーオプション取引にあたってご注意ください！
9. SNS等を利用した「個人間融資」にご注意ください！
10. 新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください！
11. イノベーション促進に向けた金融庁の取組み
12. 顧客本位の業務運営に関する情報を更新しました。
13. 災害関連情報（被災者支援）
14. LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について
15. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
16. FinTechサポートデスクについて
17. 暗号資産に関する情報を掲載しました。
18. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
19. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
20. ご来庁される皆様へお知らせとお願い
21. 講演等
22. 国会提出法案等
23. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
24. 金融庁職員も現場で一緒に考えます「地域課題解決支援チーム」
25. 貸付自粛制度について
26. ソーシャルレンディングへの投資にあたって
27. 「インサイダー取引規制に関するQ&A」を分かりやすく改訂しました！
28. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂

29. アパート等のサブリースに関連する注意喚起について
30. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR 事務局開設

## 2020事務年度政府広報等実績(R2. 7. 1~R3. 6. 30)

	媒体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	定時番組	『宇賀なつみのそこ教えて！』中の番組冒頭お知らせコーナー『霞が関情報チェック』（令和2年8月16日放送）	休眠預金等の活用について
ラジオ	政府広報ラジオ番組	柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0（令和2年8月2日放送）	振り込め詐欺救済法について
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット（60秒）（令和2年11月15日放送）	違法な貸付けに関する注意喚起
出版物	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol. 77（令和3年1月発行）	新型コロナウイルス感染症に便乗した違法な貸付けにご注意を！
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol. 78（令和3年3月発行）	自然災害や新型コロナウイルスの影響でローン返済にお困りではありませんか？
	海外広報誌	Highlighting JAPAN May 2021（令和3年5月発行）	Japan as a Global Financial Center
	海外広報誌	KIZUNA Linking Japan and the World（令和3年5月掲載）	Advancing Japan's Status as a Global Financial Hub
新聞	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し（令和2年7月27日から8月2日）	振り込め詐欺救済法について
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し（令和3年1月25日～1月30日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	Financial Times	アドバトリアル（令和3年6月9日）	JAPAN: HARNESSING INNOVATION FOR CLIMATE LEADERSHIP
インターネット	インターネットテキスト広告	読売オンライン（令和2年8月17日～8月23日）	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和2年12月7日～12月13日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（令和2年12月7日～12月13日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和2年12月7日～12月13日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（令和2年12月14日～12月20日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和2年12月14日～12月20日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	グノシー（令和2年12月14日～12月20日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	読売オンライン（令和2年12月21日～12月27日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	グノシー（令和2年12月21日～12月27日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和2年12月21日～12月27日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和3年1月25日～1月31日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和3年2月1日～2月7日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和3年2月8日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和3年2月8日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	Google Display Network（令和3年3月1日～3月7日）	自然災害債務整理ガイドライン
	インターネットテキスト広告	読売オンライン（令和3年5月3日～5月9日）	新たな手口のヤミ金融

	媒体（広報実施時期）		テーマ
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年10月5日～10月11日)	給与ファクタリングに係る注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年10月5日～10月11日)	事業者ファクタリングに係る注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年10月19日～10月25日)	新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業者への資金繰り支援
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年11月9日～11月15日)	銀行口座の不正な出金に注意！
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年11月16日～11月22日)	個人間融資に関する注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年12月7日～12月13日)	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年12月14日～12月20日)	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和3年3月15日～3月21日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特例
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和3年4月26日～5月2日)	新たな手口のヤミ金融
その他	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成22年7月から掲載（平成25年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成23年7月から掲載（平成25年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成23年8月から掲載（平成29年3月14日更新）	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成25年6月から掲載（平成28年1月12日更新）	新しい投資優遇制度「NISA(ニーサ)」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成25年9月から掲載（平成29年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー(知識・判断力)」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成27年10月から掲載（平成28年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成28年7月から掲載（令和元年10月30日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成29年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	令和2年12月から掲載	キャッシングやローン返済でお困りの方へ 借金問題は解決できます。まずは相談を！
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	令和3年4月から掲載	新たな手口のヤミ金融に注意！ 「#個人間融資」「給与ファクタリング」
	政府広報オンライン お役立ち動画	令和2年12月から掲載	コロナ禍で広がるヤミ金融に注意！ 「給与ファクタリング」「#個人間融資」



## 第8節 情報公開等

### I 開示請求の動向

#### 1. 行政文書の開示

##### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2020年度の開示請求の受付件数は114件となっている。

##### (2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関等所管する法人に関する文書
- ② 法令や内部規則等に関する文書
- ③ 行政処分等に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2020年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	11	107	16	32	48	15	6	10
証券取引等 監視委員会	4	6	0	4	4	4	0	2
公認会計士・ 監査審査会	30	1	0	1	1	3	0	0
合 計	45	114	16	37	53	22	6	12

（注1）本表は、2020年4月から2021年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2021年度における6月末までの開示請求の受付件数は61件である。

##### (3) 不服申立等

2020年度における不服申立受理件数は11件、前年度繰越分は5件となっており、これらのうち8件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2020年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は1件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

## 2. 行政機関の保有する個人情報の開示

### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、2020年度の開示請求の受付件数は1,456件となっている。

### (2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 公益通報に係る請求人の保有個人情報等
- ③ 金融機関への相談に関する保有個人情報

### 開示請求の受付及び処理状況（2020年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開 示決 定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	0	15	4	8	12	0	1	2
証券取引等 監視委員会	1	1	0	1	1	0	0	1
公認会計士・ 監査審査会	12	1,440	1,364	0	1,364	0	5	83
合 計	13	1,456	1,368	9	1,377	0	6	86

(注1) 本表は、2020年4月から2021年3月末までの計数を取りまとめたものである。  
総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 2021年度における6月末の開示請求の受付件数は118件である。

### (3) 不服申立等

2020年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は0件、前年度繰越分は8件となっており、これらのうち、1件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2020年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は2件であり、2件とも同年度中に裁決・決定を行っている。

## II 文書管理等の状況

### 1. 内部管理体制

#### (1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計2回）。

## (2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2020年10月～11月に自主点検を実施。  
また、自主点検後、2021年2月において監査を実施。

## 2. 文書管理の状況

### (1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2020事務年度（2020年7月～2021年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が8件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信など）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼し、対応いただいている。いずれも2次被害は確認されていない。

### (2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 行政文書の入手方法や管理方法等を改めて確認のうえ、必要な見直しを行うよう周知。
- ② 職務の性質上、デジタル化が差し支えない資料についてはデジタル化することを徹底。
- ③ 長時間離席するときは、特に機密性のある文書を机上に放置しないことを徹底。

## 第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2020年7月～2021年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	10回	11回	3回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	6回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産取引業
1回	4回	2回	2回

## 第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

## 意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2020事務年度(2020年7月~2021年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R3.6.30	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表について	R3.7.30
R3.6.30	「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」の一部を改正する内閣府令(案)の公表について	R3.7.30
R3.6.30	「監査に関する品質管理基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R3.7.29
R3.6.18	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.7.19
R3.6.15	「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.7.15
R3.6.9	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)(オペレーティングリースの媒介)の公表について	R3.7.12
R3.6.9	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)(タイムラグマージンに関する監督指針改正)の公表について	R3.7.12
R3.5.28	令和3年金融機能強化法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.6.10
R3.5.20	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.6.21
R3.5.20	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う金融庁関係政府令の改正案の公表について	R3.6.20
R3.4.30	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R3.5.29
R3.4.26	「貸金業法施行規則」の改正案の公表について	R3.5.26
R3.4.23	「無尽業法施行細則」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R3.5.23
R3.4.23	「標準責任準備金制度にかかる告示の一部改正(案)」等の公表について	R3.5.24
R3.4.16	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.5.17
R3.4.14	「立入検査の基本的手続」の一部改正(案)の公表について	R3.5.14
R3.4.7	投資家と企業の対話ガイドライン改訂案の公表について	R3.5.7
R3.4.5	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(案)について	R3.4.16
R3.3.31	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正(案)」の公表について	R3.4.30
R3.3.26	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.4.26
R3.3.24	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.4.23
R3.3.5	「暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」の公表について	R3.4.4

公表日	案件名	締切日
R3.3.5	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百七条第三十八項第二号及び第四十八項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」の公表について	R3.4.4
R3.2.24	「金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引を定める件(案)」の公表について	R3.3.26
R3.2.22	令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.3.24
R3.2.22	レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正(案)の公表について	R3.3.5
R3.2.15	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.3.17
R3.2.1	「特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.3.3
R3.1.25	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.2.24
R2.12.25	令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.1.25
R2.12.25	令和2年金融商品取引法改正に係る内閣府令・告示案の公表について	R3.1.25
R2.12.25	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.1.25
R2.12.25	流動性比率規制(第1の柱・第3の柱)に関するパブリックコメントの結果及び告示等の一部改正(案)の公表について	R3.1.25
R2.12.24	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.1.22
R2.12.11	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)の公表について	R3.1.22
R2.11.30	「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(案)」等の公表について	R2.12.30
R2.11.24	「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」等の一部改正(案)の公表について	R2.12.23
R2.11.19	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R2.12.23
R2.11.6	「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行(1年3月以内施行及び1年6月以内施行)等に伴う金融庁関係政府令等の改正案の公表について	R2.12.7
R2.11.6	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.12.7
R2.10.30	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.11.30
R2.10.27	「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(案)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R2.11.26
R2.10.23	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.12.1
R2.10.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.11.30
R2.9.25	「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂案)、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.10.26

公表日	案件名	締切日
R2.9.4	「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則」(案)及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R2.10.5
R2.8.31	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同項に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件(案)」の公表について	R2.9.30
R2.8.24	「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.9.4
R2.8.7	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.9.6



## 第11節 金融行政アドバイザー制度

### I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

(参考) 金融行政アドバイザーの委嘱状況（2021年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計40名。内訳は次のとおり。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）                 | : 13名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等     | : 9名  |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等      | : 3名  |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 15名 |

### II 2020事務年度における取組み

2020年7月～2021年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

## 第12節 金融行政モニター制度（別紙1～3参照）

### I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

### II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

#### 1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2020事務年度には40件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2020事務年度には857件のご意見等が寄せられた。

#### 2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

# 金融行政モニターについて

## 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しい**とのご指摘もあるところです。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

### モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	
佐々木 百合	明治学院大学経済学部長・教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部 教授	
和仁 亮裕	弁護士(モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー)	

## ～制度のポイント～

**お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます**

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

**ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます**

- 今後のより良い金融行政のために活用

**意見提出者の匿名性は厳格に担保されています**

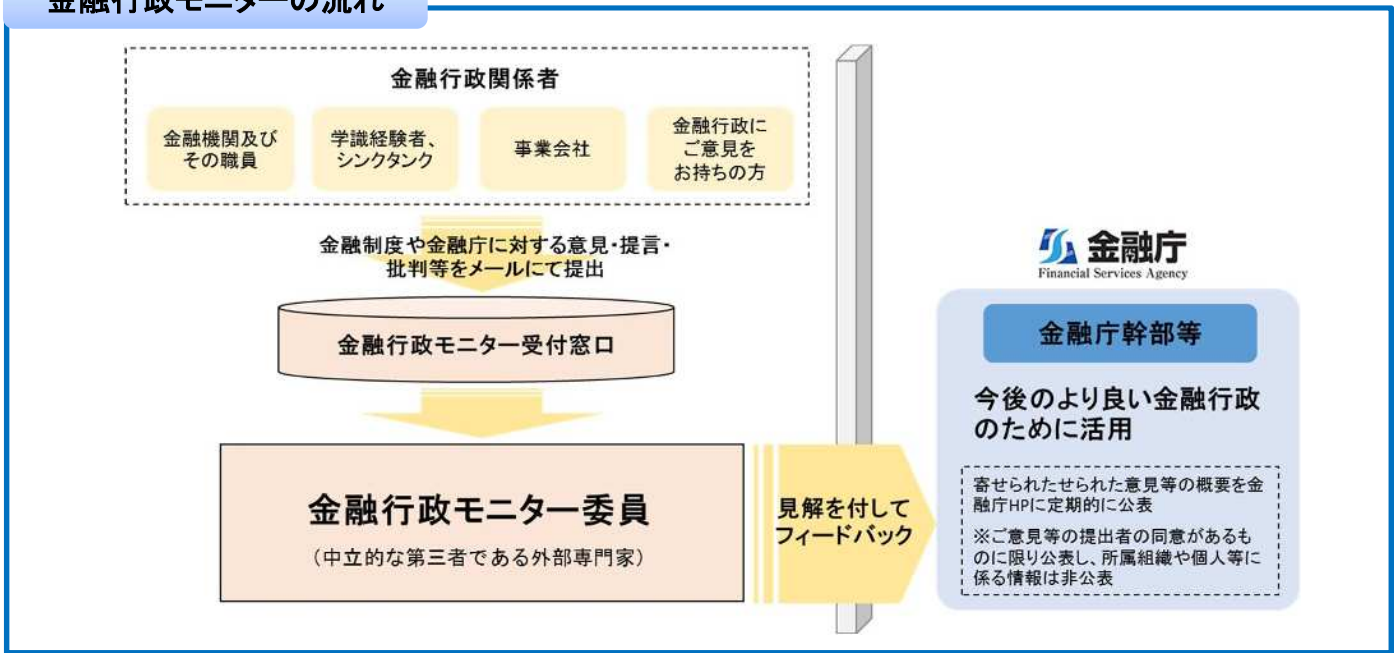
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

**会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です**

- 匿名での提出も可能です

**お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません**

## 金融行政モニターの流れ



### 寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

#### ◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

##### 【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

#### ◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

##### 【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

## 金融行政モニター受付窓口

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受付けております。

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

Fax 03-3506-6699

令和3年6月30日  
金融庁

## 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

### 1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

### 2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○平成28年1月29日から令和3年6月30日までに寄せられたご意見等

**【受付件数】**

213件

**【主なご意見等】**

(別紙3)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるもの限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ  
総合政策局総合政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ  
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年1月 ～ 令和3年3月	<p>金融庁が所管する委員会や審議会の委員等の構成（年齢層）を変えていく必要があると考える。もちろん、経験豊富な有識者（50代後半～60代）による議論は、方向性を見誤らないために重要であることは理解しており、今後も中心であり続けると思われる。</p> <p>しかしながら、実務・現場との距離感が大きすぎる年代にも思われるため、より若い世代（20代、30代とは言わないまでも、40代）の有識者等も積極的に議論に加えていくことをご検討いただきたい。</p>	<p>金融庁における有識者会議等の委員等の選任状況としては、50代、60代の委員等がそれぞれ約4割、あわせて約8割となっており委員構成の中心となっていますが、40代以下の委員等も約1割選任されています。</p> <p>ご指摘をいただきましたとおり、若い世代の意見を反映させていくことは重要であると認識しております。</p> <p>金融庁において開催する各種の有識者会議等については、その目的や審議事項等は様々となっていますが、多様な意見を反映させていく観点から、いただいたご意見も踏まえ、委員等の選任に当たっては、それぞれの会議等によって求められる知識・経験等を有する人材を人物本位で選任することを前提としつつ、委員等の専門分野・属性・ジェンダー・年齢などの多様性にも留意して行ってまいりたいと考えます。</p>

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年1月 ～ 令和3年3月	<p>難病患者が難病患者会等の任意団体の名義変更等の口座手続きをA銀行でしようとしたところ、マネーロンダリング等の金融犯罪防止を理由に、銀行職員に代筆を拒否された。難病患者には、対人のやり取りが可能な金融機関の方が、振込手数料や口座維持コストが安価なネット銀行よりも利用しやすい。銀行職員の代筆が可能となるよう制度や合理的配慮の整備を求めたい。</p> <p>また、特定の障害者団体に対して手数料の免除を行う金融機関が見られるが、手数料の免除を他の障害者団体や難病等の患者会に対しても適用していただけるよう金融庁から呼びかけていただきたい。</p>	<p>障がい者の求めに応じて銀行の職員による代筆を可能とする制度や合理的配慮の整備に関するご意見については、「主要行等向けの総合的な監督指針」(Ⅲ-6-4-2(2)①)等において、銀行が、自筆が困難な障がい者等への代筆について、職員等による代筆を可能とする旨の社内規則を整備し十分な対応を行うよう定めています。</p> <p>金融庁としては、障がい者に配慮した取組みに関するアンケートにより金融機関の取組状況をフォローしつつ、業界団体との意見交換会を通じて、金融機関全体に対し代筆対応の周知徹底を行ってまいります。</p> <p>また、障がい者に対する手数料の免除については、取引内容(残高、取引明細等)の点字による無料の通知を行っている金融機関や窓口での振込手数料をATMでの振込と同額に減免している金融機関がみられるところです。どのような手数料を徴収するかについては金融機関の経営判断に属する事項となりますが、障がい者に配慮した取組事例として参考となるよう金融機関に紹介してまいります。</p>

## 第13節 金融サービス利用者相談室

### I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

### II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2020年4月1日から2021年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は48,361件となっている。1日当たりの平均受付件数は199件となっており、2019年度（156件）から増加している。そのうち、事前相談の受付件数は880件、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」の受付件数は9,950件、となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は1,891件あり、そのうち1,542件が何らかの被害があったものである。

2. 分野別では、預金・融資等が19,838件（41%）、保険商品等が7,001件（14%）、



投資商品等が9,454件(20%)、貸金等が2,741件(6%)、資金移動・前払式支払手段等が1,111件(2%)、暗号資産(仮想通貨)等が2,505件(5%)、金融行政一般・その他が5,711件(12%)となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が125件(14%)、保険商品等が44件(5%)、投資商品等が520件(59%)、貸金等が12件(1%)、資金移動・前払式支払手段等が2件(1%)、暗号資産(仮想通貨)等が144件(16%)、金融行政一般・その他が33件(4%)となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

- (1) 預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(12,306件→19,838件)。受付件数19,838件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は7,576件(38%)となっている。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが7,028件(35%)、一般的な照会・質問に関するものが6,862件(34%)等となっている。
- (2) 保険商品等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、減少している(8,616件→7,001件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,389件(34%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,375件(19%)等となっている。
- (3) 投資商品等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(8,374件→9,454件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,510件(37%)、個別取引・契約の結果に関するものが3,062件(32%)等となっている。
- (4) 貸金等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(2,132件→2,741件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが925件(33%)、個別取引・契約の結果に関するものが627件(22%)等となっている。
- (5) 資金移動・前払式支払手段等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(550件→1,111件)。要因別では、行政に対する要望等に関するものが505件(45%)、一般的な照会・質問に関するものが361件(32%)等となっている。
- (6) 暗号資産(仮想通貨)等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(1,794件→2,505件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが1,466件(58%)、一般的な照会・質問に関するものが648件(25%)等となっている。

- (7) 行政一般・その他に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(3,746件→5,711件)。受付件数5,711件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は2,104件(36%)となっている。要因別では、行政に対する要望等に関するものが4,239件(74%)、一般的な照会・質問に関するものが875件(15%)等となっている。
4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

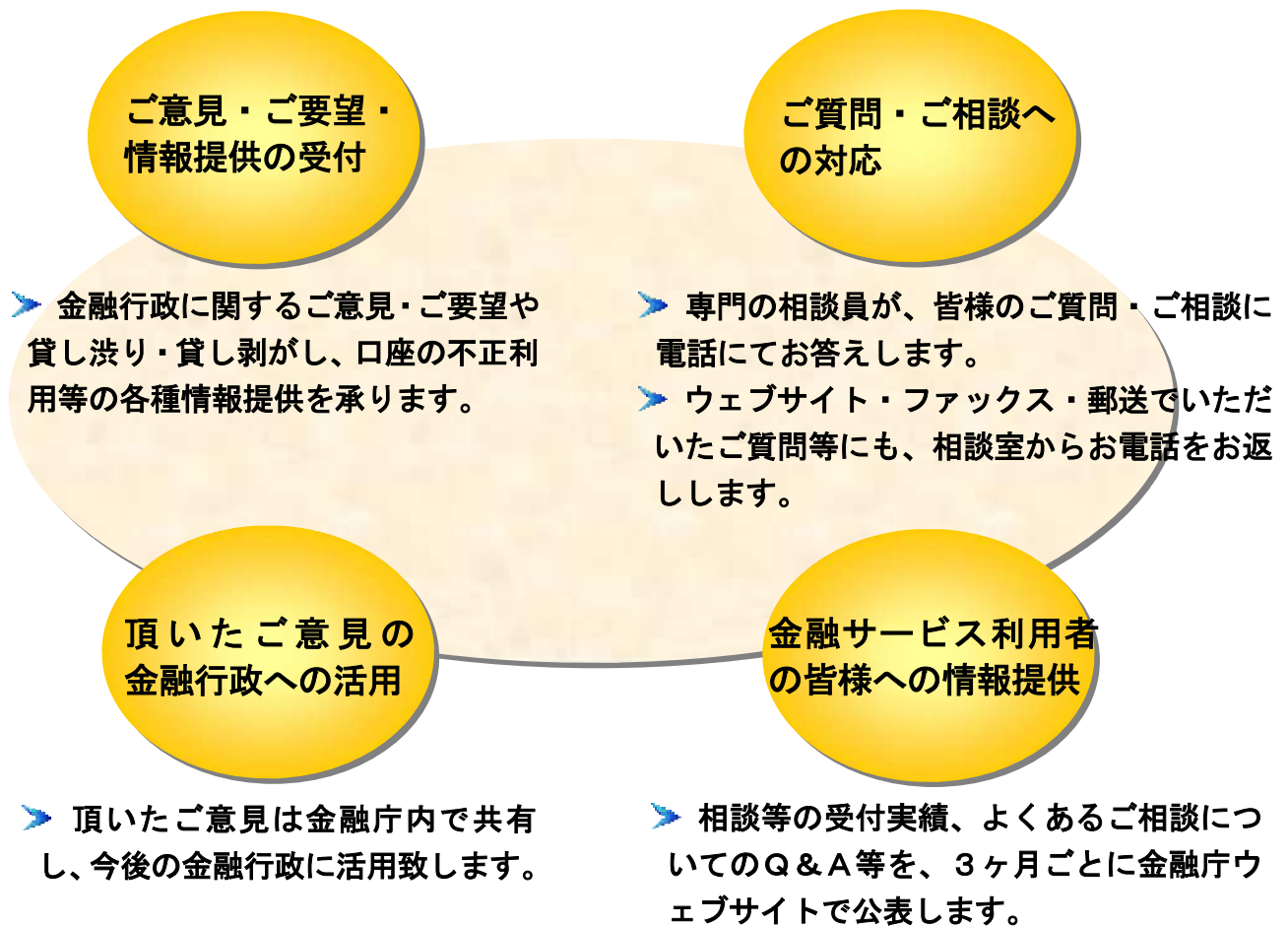
(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等  
2020年4月1日～6月30日・・・2020年9月18日公表(第60回)  
2020年7月1日～9月30日・・・2020年12月8日公表(第61回)  
2020年10月1日～12月31日・・・2021年2月17日公表(第62回)  
2021年1月1日～3月31日・・・2021年5月18日公表(第63回)

# 金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

## ◆ 相談室が提供する4つのサービス



### - ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい

## ◆ 相談室へのアクセス方法

### お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）  
IP電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

### ● 受付の流れ：

➤ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

➤ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を 24 時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。  
（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。  
（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。  
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

### ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ  
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

### ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。  
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁

総合政策局総合政策課 金融サービス利用者相談室

(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
(2020年4月1日～2021年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2020年4月1日～6月30日・・・2020年9月18日公表(第60回)

2020年7月1日～9月30日・・・2020年12月8日公表(第61回)

2020年10月1日～12月31日・・・2021年2月17日公表(第62回)

2021年1月1日～3月31日・・・2021年5月18日公表(第63回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
質 問 ・ 相 談	12,647	8,069	7,537	7,906	36,159
意 見 ・ 要 望	4,105	2,233	1,517	1,828	9,683
情 報 提 供	448	403	328	325	1,504
そ の 他	161	220	411	223	1,015
合 計	17,361	10,925	9,793	10,282	48,361

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
電 話	15,262	8,770	8,150	8,557	40,739
ウ ェ ブ サ イ ト	1,374	1,394	1,150	1,389	5,307
フ ァ ッ ク ス	97	83	91	71	342
手 紙	292	313	271	217	1,093
そ の 他	336	365	131	48	880
合 計	17,361	10,925	9,793	10,282	48,361

3. 分野別受付件数

3-1. 総受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
預 金 ・ 融 資 等	9,265	4,098	3,166	3,309	19,838
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,618	1,825	1,802	1,756	7,001
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,165	2,292	2,495	2,502	9,454
貸 金 等	794	711	594	642	2,741
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	171	576	205	159	1,111
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	440	480	668	917	2,505
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	2,908	943	863	997	5,711
合 計	17,361	10,925	9,793	10,282	48,361

### 3-2. 「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
預 金 ・ 融 資 等	5,607	898	487	584	7,576
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	12	2	0	0	14
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	7	3	0	2	12
貸 金 等	133	31	43	37	244
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	0	0	0	0	0
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	0	0	0	0	0
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	1,961	76	26	41	2,104
合 計	7,720	1,010	556	664	9,950

### 3-3. 「事前相談(予防的なガイド)」受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
預 金 ・ 融 資 等	115	5	4	1	125
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	7	12	16	9	44
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	89	163	136	132	520
貸 金 等	3	4	3	2	12
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	1	1	0	0	2
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	29	33	37	45	144
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	26	1	3	3	33
合 計	270	219	199	192	880

## 4. 分野別・要因別の相談等受付件数

### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	950	10.3	7,422	80.1	893	9.6	9,265	100.0
7月～9月	1,338	32.7	2,044	49.9	716	17.5	4,098	100.0
10月～12月	1,040	32.8	1,358	42.9	768	24.3	3,166	100.0
1月～3月	1,099	33.2	1,495	45.2	715	21.6	3,309	100.0
2020年度合計	4,427	22.3	12,319	62.1	3,092	15.6	19,838	100.0

### ○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	456	28.2	647	40.0	515	31.8	1,618	100.0
7月～9月	491	26.9	718	39.3	616	33.8	1,825	100.0
10月～12月	522	29.0	683	37.9	597	33.1	1,802	100.0
1月～3月	544	31.0	705	40.1	507	28.9	1,756	100.0
2020年度合計	2,013	28.8	2,753	39.3	2,235	31.9	7,001	100.0

### ○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	449	20.7	1,716	79.3	2,165	100.0
7月～9月	562	24.5	1,730	75.5	2,292	100.0
10月～12月	509	20.4	1,986	79.6	2,495	100.0
1月～3月	529	21.1	1,973	78.9	2,502	100.0
2020年度合計	2,049	21.7	7,405	78.3	9,454	100.0

### ○貸金等

(単位:件)

区 分	件 数
4月～6月	794
7月～9月	711
10月～12月	594
1月～3月	642
2020年度合計	2,741

○資金移動・前払式支払手段等

(単位:件、%)

区 分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	49	28.7	48	28.1	74	43.3	171	100.0
7月～9月	431	74.8	59	10.2	86	14.9	576	100.0
10月～12月	65	31.7	66	32.2	74	36.1	205	100.0
1月～3月	47	29.6	61	38.4	51	32.1	159	100.0
2020年度合計	592	53.3	234	21.1	285	25.7	1,111	100.0

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件 数
4月～6月	440
7月～9月	480
10月～12月	668
1月～3月	917
2020年度合計	2,505

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4月～6月	2,908
7月～9月	943
10月～12月	863
1月～3月	997
2020年度合計	5,711



## 第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2017年4月から2022年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト中の「政策評価」を参照。

なお、PDCAサイクルを有効に機能させるため、2013年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。（別紙3参照）

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙4参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙5参照）

## 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2017年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以上)

## 実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

## （横断的施策）

施策
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 業務継続体制の確立と災害への対応
3 その他の横断的施策

## （金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
2 検査・監督の見直し
3 金融行政を担う人材育成等

金融庁における令和2年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題
I 金融システムの安定と金融仲介機能			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 我が国金融システムの健全性を持続的に確保するため、実体経済と金融システムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、新型コロナウイルスの影響も含め調査・分析を行った上で、業界横断的な視点から金融モニタリングを実施。</li> <li>✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、深度ある対話を実施。</li> <li>✓ 金融行政の実効性・適時性を確保するため、データの収集、管理、活用の枠組み・ルール（データガバナンス）の整備に取り組むとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外環境変化等を適時に把握し、金融機関のモニタリングに業態横断的に活用するとともに、金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を実施。</li> <li>✓ 健全性維持の観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施したほか、リスク管理態勢の把握・検証を行い、リスク管理態勢の高度化を促進。</li> <li>✓ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の公表停止に備え、各金融機関の取組状況のモニタリング、LIBOR 利用状況調査、各種講演や説明会での情報発信等を実施。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の状況を的確に把握するため、金融機関からの徴求データ・金融経済情勢に関するマクロデータ及び企業の個社データを用いて分析するなど、データ活用の高度化を推進するとともに、分析手法の多様化等の中長期的視点に立ったデータ戦略への取組を実施。</li> </ul>	<p>金融システムの安定性の維持に向けて、我が国金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。特に、データ分析の態勢整備を進めることで、金融セクターにおける実態把握に取り組む。</p> <p>あわせて個別の金融機関の健全性を確保・維持するため、業態横断的な対応に加え、引き続き業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。</p>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、関係者と十分な対話を行った上で、国内実施に関する規制方針案等の公表を実施。</li> </ul>	<p>国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備など、引き続き金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。</p>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新型コロナウイルスが内外経済に甚大な影響をもたらす中、金融機関が、継続的に事業者の業況等をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。</li> <li>✓ 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。</li> <li>✓ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲規制等を見直す。</li> <li>✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について実務家や有識者との研究会や、現在の経済環境、海外の実務も踏まえつつ、検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関による事業者の資金繰り支援等に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた累次の要請を実施。また、特別ヒアリング等を通じて、感染症拡大の影響を受けた事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援について積極的な対応を促進。</li> <li>✓ REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本金劣後ローン、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関等に周知し活用を促進。</li> <li>✓ 「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。</li> <li>✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について検討するため、新たに「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置（令和2年11月）し、有識者よりいただいた意見等を踏まえた検討の結果を論点整理として取りまとめ、公表（2年12月）。</li> <li>✓ 地域課題解決支援室・チームにおいて、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」への参加、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノウハウや把握事例等を展開。その他、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援。</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等による影響も踏まえ、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を継続して実施していく。</p> <p>担保法制の見直し等については、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起などを通じて、引き続き議論に貢献していく。</p> <p>「ダイアログ」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートや、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組の支援を実施していく。</p>

II 利用者の保護と利用者利便の向上			
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顧客本位の業務運営の更なる進展に向けて、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」を導入し、デジタル化の進展や新型コロナウイルスの影響も踏まえたモニタリングを行う。</li> <li>✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融審議会市場ワーキング・グループの議論を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び監督指針を改訂・改正し、「重要情報シート」の活用促進により顧客が金融機関や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため業界等との対話を実施したほか、金融機関の顧客本位の業務運営への取組状況等を公表。このほか、金融機関における顧客本位の業務運営の経営戦略上の位置づけ等についてモニタリングを実施。</li> <li>✓ 金融庁職員による金融経済教育の出張授業を継続的に実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用により、幅広い層に対して金融経済教育の取組を推進。また、令和3年度の税制改正要望にて、NISA 制度の電子手続を簡素化したほか、NISA 特設ウェブサイトのコンテンツの充実や SNS を通じた情報発信により、つみたてNISA の広報等を実施(令和2年12月末時点:約300万口座)。</li> </ul>	<p>顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」等の改訂も踏まえ、金融機関の取組みの「見える化」やモニタリング等の実施・充実を図るなど、利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取組んでいく。</p> <p>また、ICTを活用したデジタルコンテンツ等の提供により学校や企業における金融経済教育を支援するための取組を更に進めるほか、2024年の新しいNISAの導入に向け、十分な周知・広報をすすめるとともに、つみたてNISAの更なる普及に努める。</p>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 振り込み詐欺、インターネットを利用した不正送金等について、資金移動業者を通じた金融機関からの不正出金にみられるような新たな手口の実態を踏まえた対策の実施等を金融事業者に促すとともに、警察庁とも連携して、これら事業者に対し必要な施策を検討・実施するほか、新型コロナウイルスの影響等もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS 個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を更に推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行うとともに、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施。また、預金取扱金融機関に対して、銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況等の実態把握のため、全国銀行協会と連携して調査を実施し、調査結果を公表。さらに、事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等を改正。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS 個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を実施。</li> <li>✓ 通信アプリを運営するLINE 社が、個人情報の管理について利用者への説明が不十分であった旨の公表を行ったことを踏まえ、金融子会社であるLINE Pay 社等についても、その実態を適切に把握すべく、資金決済法等に基づき金融業務に関する情報の管理状況について報告を求めた。</li> </ul>	<p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく。</p>
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 足元で金融資本市場の不安定な動きも見られる中、デジタルライゼーションの進展を踏まえ、網羅的で(広く)・機動的で(早く)・深度ある(深い)市場監視を実施する。</li> <li>✓ 市場監視業務におけるデジタルライゼーションの推進や適切な市場監視を行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融市場の動向等を踏まえ、フォワードルッキングな市場監視や機動的な市場監視を実施し、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告や行政処分勧告のほか、重大で悪質な事案について刑事告発を行うなど、厳正に対処。また、無登録業者による投資者被害の拡大防止のため、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用。</li> <li>✓ 取引監視システムの機能強化等、市場監視業務におけるデジタルライゼーションの活用を推進するとともに、検査・調査等に資するIT人材育成を目的とした研修や海外当局主催の研修への職員参加を実施。</li> </ul>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタルライゼーションの進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていく。</p>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和2年3月期から開示の充実が求められている経営方針やリスク情報等の記述情報について、開示の好事例の収集・公表を行う。</li> <li>✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 記述情報の開示の充実を図るため、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表(令和2年11月公表、3年3月最終更新)。</li> <li>✓ 企業会計審議会総会・会計部会において、IFRS への移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況の審議を実施。また、令和3年3月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」について、日本公認会計士協会との意見交換会において早期適用事例を紹介したほか、有価証券報告書における企業側の情報開示を促すなど関係者の理解を深めるための対応を実施。</li> </ul>	<p>金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め、幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する。</p> <p>引き続き、IFRS への移行促進、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を進める。</p>

<p>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。</li> <li>✓ 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。</li> <li>✓ 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地政学的なリスクなどが高まる中で国際的なリスク分散に貢献するとともに、金融資産の運用能力向上と成長資金の供給強化を図るため、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて、税、在留許可、英語対応をはじめとする課題に取り組んだ。</li> <li>✓ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多性の確保、サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)に関する開示の充実等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂案を提示。</li> <li>✓ 東京証券取引所は、市場構造改革に関し、新市場区分への改編や上場基準の見直し、TOPIX の見直し等を含む上場規則の改正案を公表(令和 2 年 12 月)。</li> <li>✓ 我が国資本市場の機能・魅力の向上を図るために、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制(情報授受規制)の緩和に関する報告書を公表。</li> </ul>	<p>引き続き海外事業者や高度外国人材のための環境を整備するとともに、我が国金融資本市場の魅力向上に向けた施策に取り組んでいく。</p> <p>また、コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、コーポレートガバナンス・コードの再改訂を公表した後、フォローアップを行っていく。</p> <p>このほか、令和 4 年 4 月の新市場区分への円滑な移行を実現するため、東京証券取引所の取組を後押しするとともに、我が国資本市場の一層の機能発揮に向けて、投資家保護に配慮しつつ、取引所内外における資金の流れの多様化を促す施策などの検討を進めていく。</p>
<p><b>(横断的施策)</b></p>			
<p>1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。</li> <li>✓ 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや決済インフラの高度化・効率化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応。</li> <li>✓ 金融サービス仲介業の創設・新規参入に向けて、金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表。</li> <li>✓ 「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症に伴うテレワーク環境が進展していることを踏まえ、実際のテレワーク環境下でサイバー演習を実施。</li> <li>✓ 金融機関において発生したシステム障害等に対し、障害の復旧状況や真因についてヒアリング等を行い、再発防止を要請。</li> </ul>	<p>イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタル化の進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていく。</p>
<p>2 業務継続体制の確立と災害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施。</li> <li>✓ 令和 2 年 7 月豪雨への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を促す。</li> </ul>	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
<p>3 その他の横断的施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的に協調した対応(コロナ対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携)を進めるとともに、国際的な当局間のネットワーク・協力を強化する。</li> <li>✓ 海外当局等における優れた取組を採り入れるとともに、我が国の工夫を国際的に共有し世界の実務の向上に貢献する。</li> <li>✓ 世界共通の課題への対応(サステナブルファイナンス、マネロン・テロ資金供与対策の強化)について、我が国として必要な取組を実施し、国際的な議論へ参画・貢献する。</li> <li>✓ 金融機関等から受け付ける申請・届出等の行政手続きの電子化等を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コロナ危機の当初より、金融安定理事会(FSB)での各国の協調を目的とした議論に参加し、FSB5 原則の策定に貢献するとともに、海外危機対応関係当局との関係を強化するなど、国際的に協調した対応を推進。</li> <li>✓ 当局間協力に関し、バーチャルなコミュニケーションを用い、二国間会議における意見交換、日中金融協力、新興国に対する技術協力を更に推進。</li> <li>✓ 2050 年カーボンニュートラルをはじめ、持続可能な社会の実現に向けてサステナブルファイナンスを推進するため、サステナブルファイナンス有識者会議等を設置し、課題や対応案等について議論。マネロン・テロ資金供与対策について、金融機関等の実効的な体制整備の取組みを一層促進するため関係ガイドラインを改正するとともに、AI を活用したシステム構築・金融機関の共同利用に係る実証事業を実施。</li> <li>✓ 行政手続きの電子化に向けて、システムの整備及び制度面での対応を実施。</li> </ul>	<p>国際的に協調した対応は、新型コロナの影響下においても、世界の金融システムの健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながる。引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、新興国の金融技術支援等に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながる。引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>さらに、世界共通の課題への対応として、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めるほか、検査・監督体制の強化等を通じ、我が国における金融業界全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けて取り組んでいく。</p>

(金融庁の行政運営・組織の改革)			
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種有識者会議の活用や金融行政に対する外部評価及び自己評価の実施等による金融庁のガバナンスの改善、金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施するほか、財務局の金融行政担当部局との一体化を推進する。</li> <li>✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「サステナブルファイナンス有識者会議」等の各種有識者会議を開催したほか、行政データを学術的に活用するため、より高度な分析・研究が可能なインフラ整備を推進するなど、有識者からの提言や学術的成果等を金融行政への確に反映するための取組を実施。このほか、金融行政に係る広報について、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信や Twitter を活用した情報発信を強化するとともに、財務局の金融行政担当部局との一体化推進のため、財務局とのコミュニケーション頻度の更なる充実等を実施。</li> <li>✓ 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化し、国際金融機能の確立やサステナブルファイナンスの推進などの重要施策を実施。</li> </ul>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。</p>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するため、IT ガバナンス、コンプライアンス・リスク管理等の個別分野ごとの「考え方と進め方」や重要な課題・着眼点等を整理・公表。</li> <li>✓ モニタリングの質の向上のため、第三者による「外部評価」や金融庁幹部による金融機関からの意見聴取等を実施。</li> <li>✓ 令和2年11月に「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から日本銀行が行う金融モニタリングとの間で連携を強化するための枠組み構築に向けた検討を実施。</li> </ul>	<p>金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行う。また、的確な実態把握を行うための実践的なモニタリング手法の開発や金融機関に対するモニタリング結果の還元強化などに継続して取り組み、PDCA サイクルを実践・定着させていく。</p> <p>さらに、タスクフォースの検討結果を取りまとめ、日本銀行との適切な分担のもと、金融業界の意見を聞きながら質の高いモニタリングを実施していく。</p>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進める。</li> <li>✓ これまで以上にマネジメントを意識した組織運営を行うため、幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証（職員満足度調査や360度評価）する取組や、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各課室の中で5～10名程度のグループを編成し、職員間のコミュニケーションの活性化を図るほか、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大するなど、職員による主体的な取組を支える環境整備を推進。</li> <li>✓ 幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、職場の状況について職員満足度調査や360度評価の結果をフィードバックすることで改善につなげていく取組を実施。</li> <li>✓ 職員満足度調査における全体的な満足度のスコアは、全庁で前年に比べ0.26ポイント上昇し、3.99/5.00となった。</li> </ul>	<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>

## 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
2年9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価（令和元年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（2年9月17日公表）</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和2年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：令和2年4月～令和3年3月末）策定（2年11月27日公表）</li> </ul>
3年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（3年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（3年6月3日）</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価に関する有識者会議」開催（3年7月1日）</li> </ul>

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。



評価の実施状況

(別紙5)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30 年度	14 件 (29 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	11 件
元年度	14 件 (30 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12 件	3 件
2 年度	14 件 (元年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12 件	8 件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。  
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。  
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価の実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

## 第15節 金融庁業務継続計画の策定

### 1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

### 2. 災害等発生時に備えた訓練

#### ・ 災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

# 金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

## < 概 要 >

金 融 庁



# 「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

## 背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

## 金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

## 基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

## 想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
  - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

# 金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害対策本部の設置・運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•災害対策本部の設置・運営に関する庶務</li> <li>•庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理</li> <li>•外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整</li> <li>•職員の参集・配置に関する総合調整</li> <li>•災害対応に係る文書の記録・保存</li> <li>•国会及び取材への対応</li> </ul> </li> <li>➢金融市場等における状況の確認</li> <li>➢金融機関における状況の確認</li> <li>➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信</li> <li>➢金融機関に対する被災者支援の要請</li> <li>➢被災者等からの相談受付</li> <li>➢EDINETの管理・運用</li> <li>➢公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢行政資源の被災状況の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•職員の安否確認</li> <li>•本庁舎の設備等の被災状況の確認</li> </ul> </li> <li>➢庁内情報システムの管理等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•庁内情報システムの障害への対応</li> <li>•金融庁行政情報化LANシステムの運用</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD     A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] &lt;--&gt; B["金融庁 災害対策本部"]     B &lt;--&gt; C["金融機関 取引所 決済機関等"]     B --&gt; D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"]     A -- "迅速な情報収集・提供" --&gt; B     C -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --&gt; B     B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --&gt; D                     </pre> </div>

# 想定災害発生時における職員の参集体制

## 非常時参集要員

## 災害発生時の対応

### ① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

### ② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

## 業務継続のための執務環境の整備

### 庁舎

- ・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

### 備蓄

- ・ 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

### 通信

- ・ 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

### 行政情報システム

- ・ 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

### 広報

- ・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ・ ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。



## 今後の取組み・本計画の見直し

### 今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

### 訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

## 第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月24日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013年12月13日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(2014年6月12日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

### I 英語による行政情報の発信

2014年4月より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案等については、日英同時公表を行っている。

さらに、タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、英語で公表された事案についてはウェブサイトだけでなく、Twitter(英語版アカウント)も活用するとともに、金融庁の政策をより理解しやすいものとするため、月刊で発行する広報誌「アクセスFSA」を英訳して公表し、英語による積極的な情報発信を行った。

### II 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

2014年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2020事務年度においては、計615件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が229件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が115件、その他の照会が271件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

### III 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2020事務年度においては、(別紙1)に掲げた法令等のほか、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」の本文・概要の英語版を作成・公表した。加えて、「保険会社向けの総合的な監督指針」の英語版の作成を完了し、全編を公表したほか、2020事務年度のグループ監督の方針等を示した「IAIGs等向けモニタリングレポート」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・金融サービスの提供に関する法律（令和二年法律第五十号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（令和二年法律第五十号による改正まで反映）
- ・資金清算機関に関する内閣府令（令和元年内閣府令第四十一号による改正まで反映）
- ・保険業法（令和元年法律第三十七号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（平成三十年政令第百八十三号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法（令和元年法律第三十七号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法施行令（令和二年政令第百九十号による改正まで反映）
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（令和二年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（令和二年内閣府令第五十三号による改正まで反映）
- ・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（令和元年内閣府令第五十三号による改正まで反映）
- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（令和二年内閣府令第十三号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律（令和元年法律第三十七号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律施行規則（令和二年内閣府令第四号による改正まで反映）
- ・口座管理機関に関する命令（令和二年内閣府・法務省・財務省令第一号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（令和二年内閣府令第三十五号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針
- ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（様式）